



りそな銀行アジアニュース

2020年10月21日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／台湾】

台湾における最低賃金基準の引上げについて

台湾労働部(厚生労働省に相当)は2020年8月18日、最低月額賃金を従来の23,800新台湾ドルから24,000新台湾ドルへ引上げすることを決議しました。また、最低時給は158新台湾ドルから160新台湾ドルへ引上げとなります。Covid-19のまん延に伴う企業の業績低迷を加味した形で、蔡政権下での引上げ幅は最小となりました。今回の引上げにより、月給ベースでは155万8,500人、時給は52万4,300人がそれぞれ恩恵を受ける見通しです。この最低賃金基準は、行政院(内閣)による承認を経て2021年1月1日から適用開始となります。

最低賃金の最近の推移は下表の通りです。

単位:新台湾ドル (1新台湾ドル=3.59円)

適用開始時期	最低賃金基準【月額】		最低賃金基準【時給】	
		前回比		前回比
※2021年1月1日～	24,000 (86,160円)	+ 0.8%	160 (574円)	+ 1.3%
2020年1月1日～	23,800 (85,442円)	+ 3.0%	158 (567円)	+ 5.3%
2019年1月1日～	23,100 (82,929円)	+ 5.0%	150 (539円)	+ 7.1%
2018年1月1日～	22,000 (78,980円)	+ 4.7%	140 (503円)	+ 5.3%
2017年1月1日～	21,009 (75,422円)	+ 5.0%	133 (477円)	+ 5.6%
2016年10月1日～	-	-	126 (452円)	+ 5.0%
2015年7月1日～	20,008 (71,828円)	+ 3.8%	120 (431円)	+ 4.3%
2014年7月1日～	19,273 (69,190円)	+ 1.2%	-	-
2014年1月1日～	-	-	115 (413円)	+ 5.5%

※今回改訂の予定

【出所:台湾労働部 HP】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2709
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載